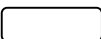





# 第 1 部

## 広島県の男女共同参画の現状

(注) コメント欄の  の中には、データやグラフの特徴を記載しています。

データを更新したものには  印を、新たに掲載したものには  印を付けています。

また、 の部分には、参考として全国データを記載しています。



# 1 データから見た県の男女共同参画の現状

注意事項：百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

## 環境づくり

### 働く場

#### 1 雇用形態別に見た雇用者数

雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合は女性43.3%、男性72.7%

平成19(2007)年の女性雇用者数は542千人で、男女雇用機会均等法施行(昭和61(1986)年)前の昭和57(1982)年と比較すると、25年間で189千人(53.5%)増加しています。

一方、男性雇用者数は721千人で、56千人(8.4%)の増加となっています。

雇用形態別に見ると、平成19(2007)年の正規の職員・従業員の割合では、女性は43.3%で、男性の72.7%を大きく下回っています。

一方、パート、アルバイトとその他(労働者派遣事業所の派遣社員など)の非正規就業者の割合では、女性は52.6%(平成14(2002)年度は50.2%)で、男性の17.5%(平成14(2002)年度は13.8%)を大きく上回っており、男女ともに上昇しています。

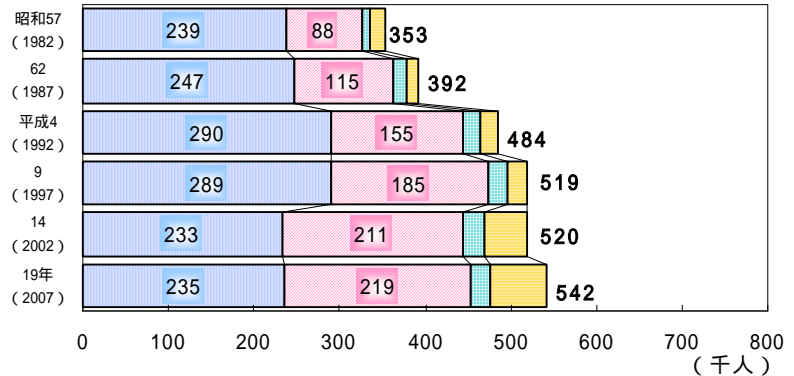
【男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)】

雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和61(1986)年に施行。平成11(1999)年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行されました。また、平成19(2007)年には、「性別による差別禁止の範囲の拡大」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」などを盛り込んだ改正法が施行されました。

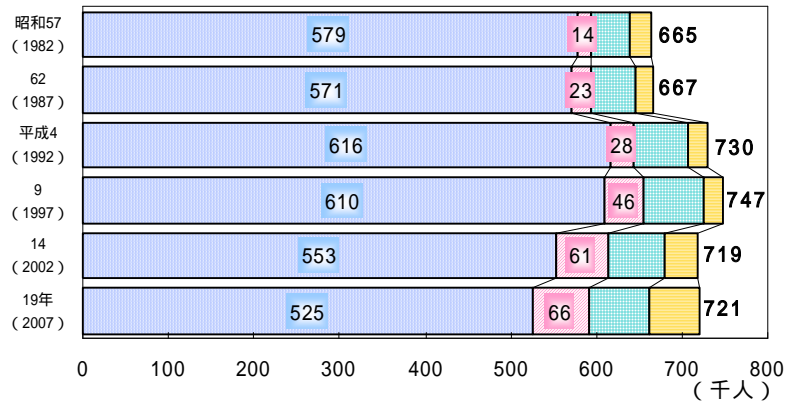
#### 雇用形態別に見た雇用者数の推移

【女性】

□正規の職員・従業員 □パート、アルバイト □役員 □その他

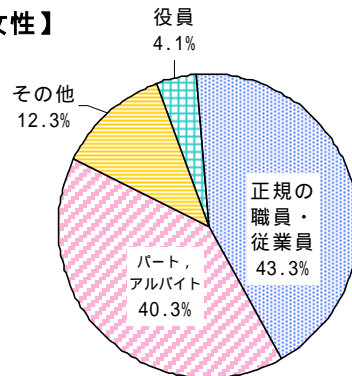


【男性】

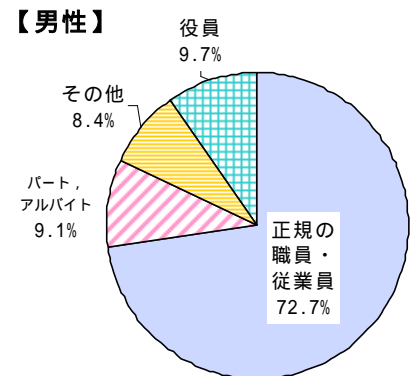


#### 雇用形態別に見た雇用者数の割合(平成19(2007)年)

【女性】



【男性】



(注)雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員など)、「役員」の四つに区分資料：総務省「就業構造基本調査」

## 2 労働力率

女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブ

労働力率は、男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。

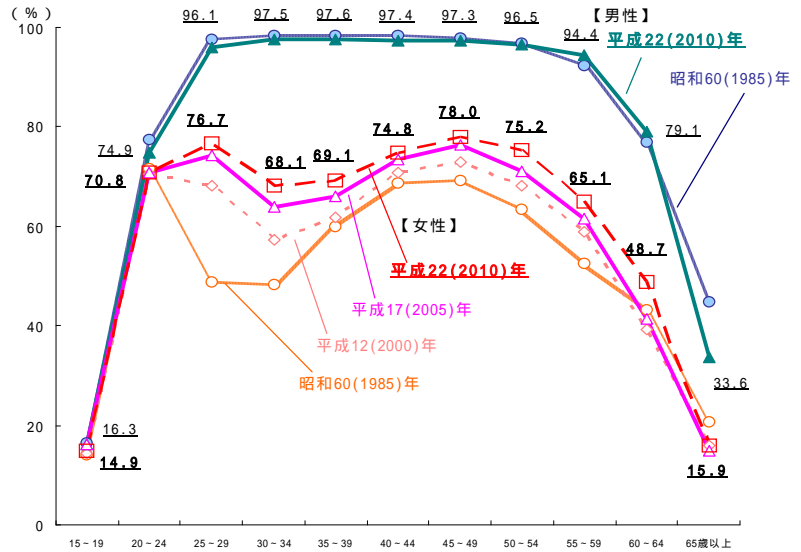
一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられます。近年、このM字カーブは上方ヘシフトする傾向にあります。

平成22(2010)年の労働力率を全国と比較すると、男女共に同様の傾向が見られます。

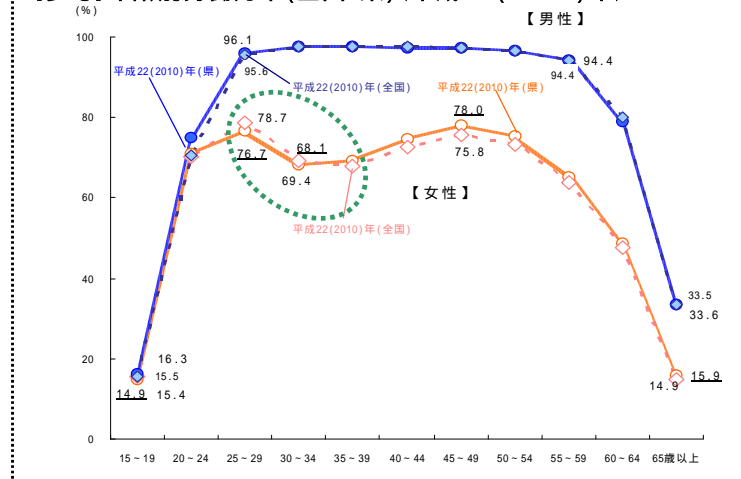
また、女性の労働力率には配偶者の有無で大きな違いが現れています。

育児や介護を理由として退職した労働者のための再雇用制度が整備されている事業所の割合は29.1%となっています。

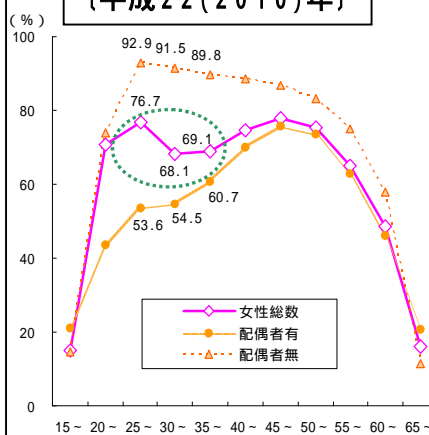
年齢別労働力率



【参考】年齢別労働力率(全国・県)(平成22(2010)年)

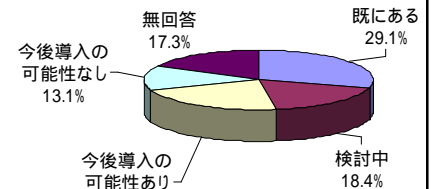


女性の年齢別、配偶関係別労働力率(平成22(2010)年)



【参考】再雇用制度(育児・介護のため)の導入状況

(事業主調査)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500社  
資料: 広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)

(注) 労働力率: 15歳以上人口に占める労働力人口の割合  
平成17(2005)年調査からは労働力状態不詳を除いて算出している。

労働力人口 (就業者(休業者を含む)と完全失業者)  
15歳以上人口 < 非労働力人口 (主に家事従事者、学生、高齢者等)

資料: 総務省「国勢調査」

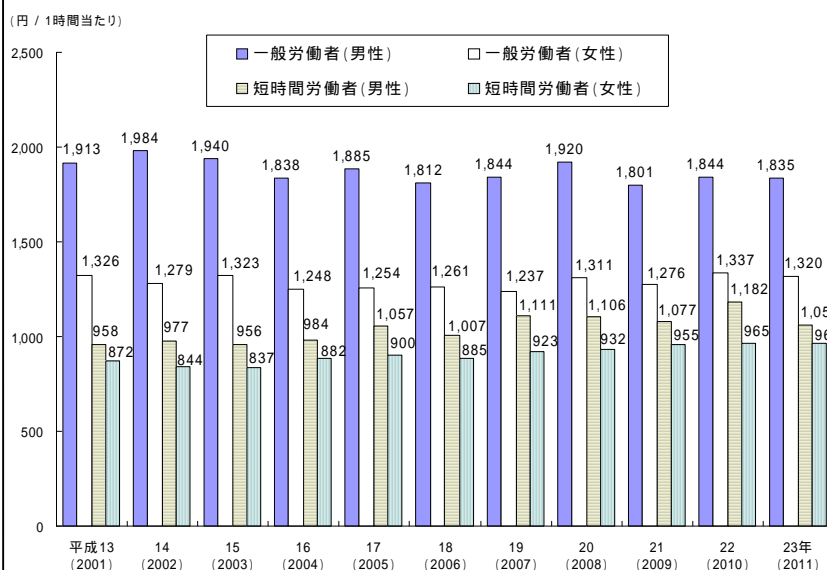
### 3 労働者の賃金

**女性の給与額は男性の71.9%**

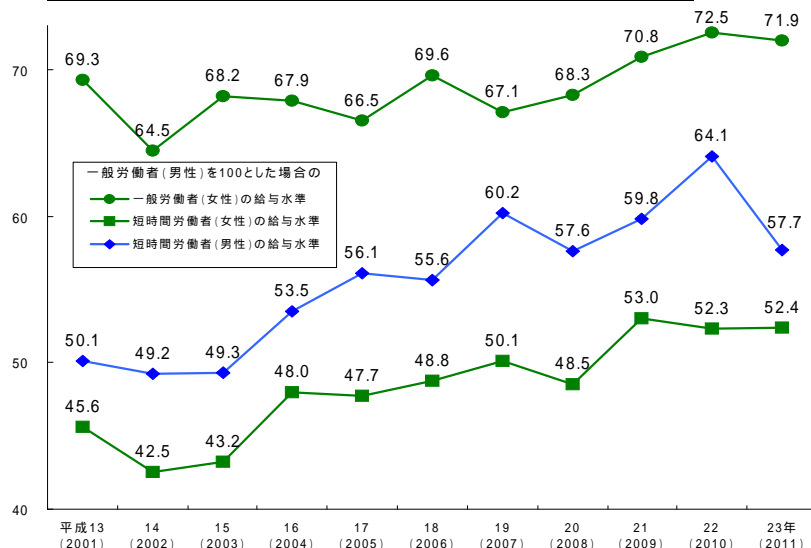
一般労働者（女性）の1時間当たり平均所定内給与額は、平成23（2011）年で一般労働者（男性）の71.9%であり、男女間の差には、依然として開きがあります。

また、一般労働者（男性）と男女の短時間労働者の給与格差について見ると、一般労働者（男性）の給与水準を100としたとき、短時間労働者（女性）は52.4、短時間労働者（男性）は57.7となっています。

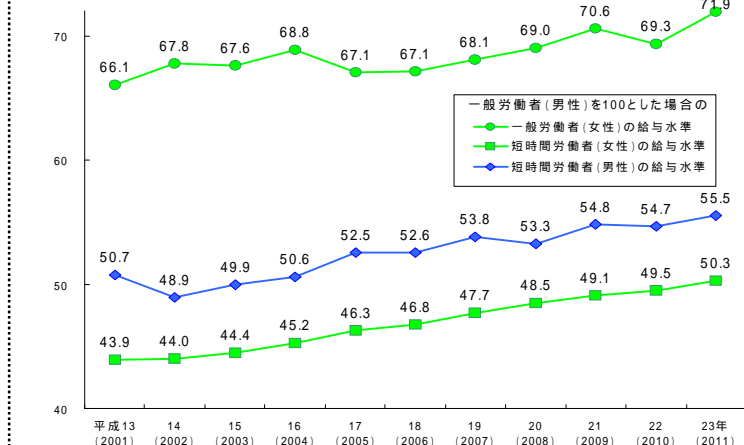
#### 労働者の1時間当たり平均所定内給与額の推移



#### 労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移



#### 【参考】労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移(全国)



(注) 所定内給与額：きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額  
1時間当たり平均所定内給与額：

各年6月分として支給された平均所定内給与額を同月の平均所定内実労働時間数で除して算出している。

一般労働者：短時間労働者以外の労働者

短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

# 職業生活と家庭生活の両立

## 1 育児・介護休業制度

### 整備状況

育児休業制度は64.1%、  
介護休業制度は53.7%  
の事業所で整備

育児休業制度については64.1%の事業所で就業規則等に規定されており前年度に比べ7.4ポイント上昇しています。介護休業制度については5割強(53.7%)の事業所で就業規則等に規定が整備されています。

また、従業員規模の大きい事業所ほど、整備率は高くなっています。

#### 【育児休業】

1歳に満たない子を養育する男女労働者が対象( )で、子が1歳(父母がともに育児休業を取得する場合は1歳2か月、保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月)に達するまで取得できます。

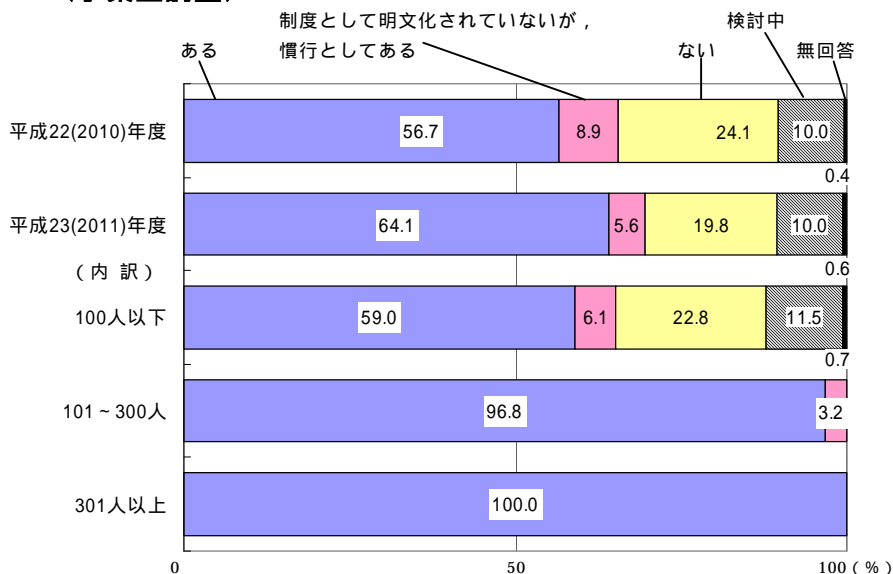
( )日々雇用される者や、労使協定により除外された一定の範囲の労働者は除きます。

#### 【介護休業】

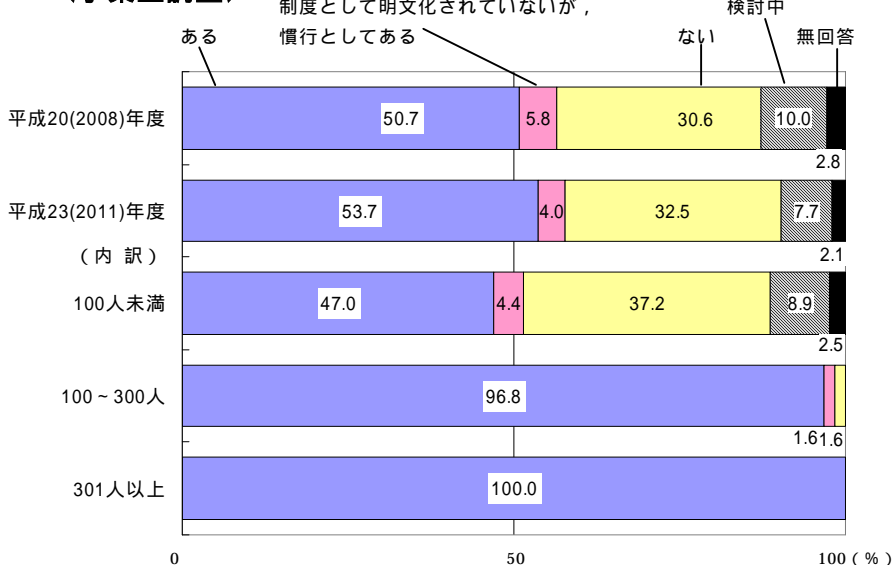
対象家族( )を2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする男女労働者が対象で、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回、通算して93日を限度として取得できます。

(対象家族)  
配偶者、父母・子・配偶者の父母、労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

### 育児休業制度の規定の有無 (事業主調査)



### 介護休業制度の規定の有無 (事業主調査)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社  
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成22(2010)、23(2011)年度)  
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成20(2008))

#### 【参考】

##### 育児休業制度の規定状況(全国)

平成21(2009)年度 規定あり 68.0%  
平成22(2010)年度 規定あり 68.3%

##### 介護休業制度の規定状況(全国)

平成17(2005)年度 規定あり 55.6%  
平成20(2008)年度 規定あり 61.7%

(注) 調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうち約10,000事業所(平成21(2009)年度以降は5,794事業所)  
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成20(2008)~22(2010)年度)  
「女性雇用管理基本調査」(平成17(2005)年度)

## 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況は、  
女性 93.0%、男性 4.6%

育児休業の取得状況（対象者数に対する取得者数の割合）について、女性従業員は 93.0% で、前年度に比べ 7.7 ポイント上昇しています。男性従業員は 4.6% で、前年度に比べ 3.4 ポイント上昇しています。

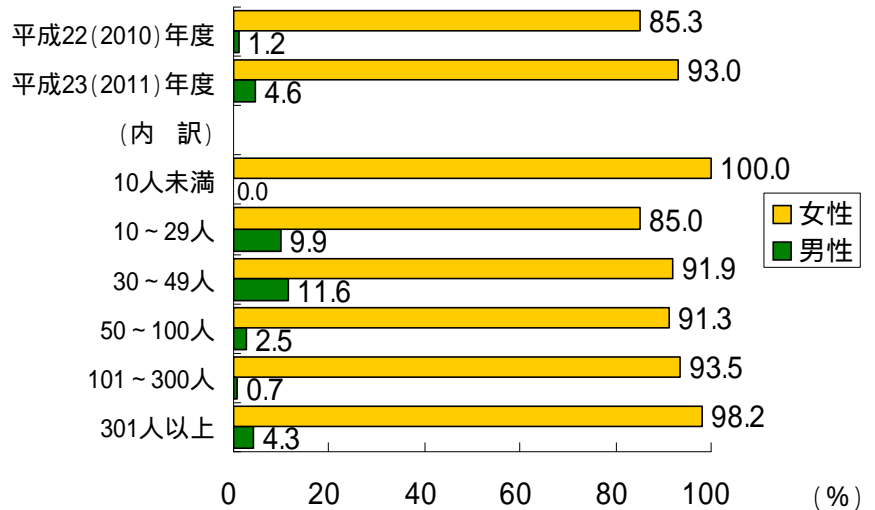
## 介護休業の利用状況

介護休業の「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 4.3%

介護休業の利用状況については、全事業所のうち「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 4.3% となっています。

## 従業員の育児休業取得率 〔事業主調査〕

（平成 23（2011）年度：平成 22（2010）年 4 月 1 日から平成 23（2011）年 3 月 31 日までの状況）  
（平成 22（2010）年度：平成 21（2009）年 4 月 1 日から平成 22（2010）年 3 月 31 日までの状況）

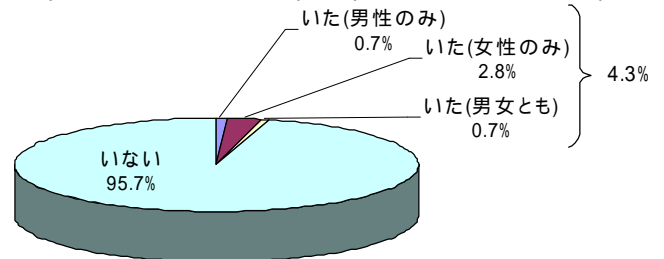


（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社  
育児休業取得率：調査年度の前年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の育児休業対象者のうち育児休業を取得した者の割合

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

## 介護休業制度の利用状況〔平成 23（2011）年度〕 〔事業主調査〕

（平成 22（2010）年 4 月 1 日から平成 23（2011）年 3 月 31 日までの状況）



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社  
前年度（平成 22（2010）年 4 月 1 日から 3 月 31 日まで）に介護休業を取得した者がいた事業所の割合

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

### 【参考】

#### 育児休業取得率(全国)

平成 21（2009）年度	女性	85.6%	男性	1.72%
平成 22（2010）年度	女性	83.7%	男性	1.38%
平成 23（2011）年度	女性	87.8%	男性	2.63%

#### 介護休業制度の利用状況(全国)

平成 17（2005）年度	1.0%	女性のみ	0.69%
		男性のみ	0.27%
		男女とも	0.04%

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうちから、産業・規模別に層化して抽出した約 10,000 事業所

育児休業取得率：調査年度の前年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）（平成 23（2011）年度調査は前々年度の 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで）の 1 年間に出生又は配偶者が出生した者のうち、調査年度の 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む。）の割合

介護休業制度の利用状況：平成 16（2004）年 4 月 1 日から平成 17（2005）年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者がいた事業所の割合

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成 21（2009）、22（2010）、23（2011）年度）  
「女性雇用管理基本調査」（平成 17（2005）年度）



## 利用希望

制度を利用しない主な理由は、女性では両制度ともに「上司や同僚に気兼ね」、「制度が整備されていない」、「会社でとった例がない」が多く、男性では両制度ともに「休業中の収入が減少」、「子どもの世話／介護をしてくれる人がある」が多い

女性従業員の67.4%が、今後出産したときに、育児休業制度を「利用しようと思う」と回答していますが、「利用しようと思わない」と回答した人も24.5%に達しています。

その主な理由としては、「上司や同僚に気兼ね」(30.7%)、「会社で育児休業を取った例がない」(28.2%)などをあげており、育児休業を取得しやすい職場環境づくりが必要であると思われる。

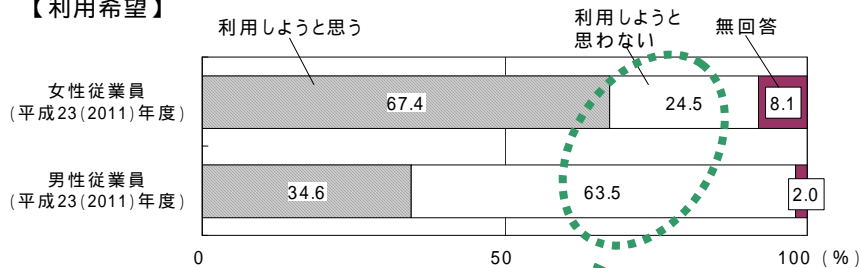
一方、男性従業員は、「利用しようと思わない」と回答した人が63.5%で、その主な理由としては、「子どもの世話をしてくれる人がある」(36.5%)、「休業中の収入が減少する」(32.9%)などとなっています。

今後、介護が必要になった場合の介護休業制度の利用希望については、女性従業員76.9%、男性従業員61.3%となっています。

「利用しない」と回答した人は、女性従業員20.4%、男性従業員36.2%で、その主な理由として、女性従業員は「会社の制度が整備されていないので申請にくい」(36.8%)、「上司や同僚に気兼ね」(36.8%)、「会社で介護休業をとった例がない」(36.0%)などを、男性従業員は「休業中の収入が減少する」(36.0%)、「会社で介護休業をとった例がない」(30.2%)などをあげています。

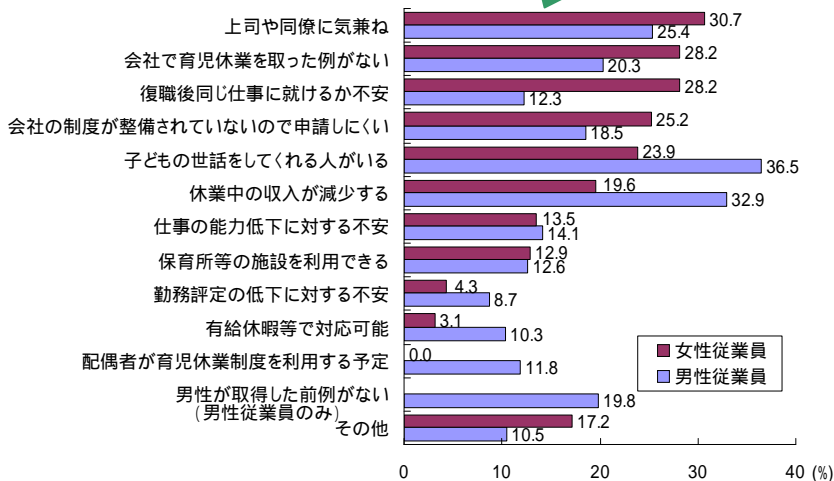
## 育児休業制度

### 【利用希望】



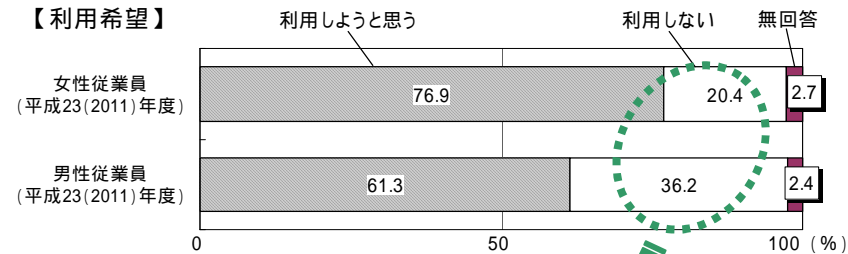
### 【利用しない理由】

(「利用しようと思わない」と回答した従業員)複数回答



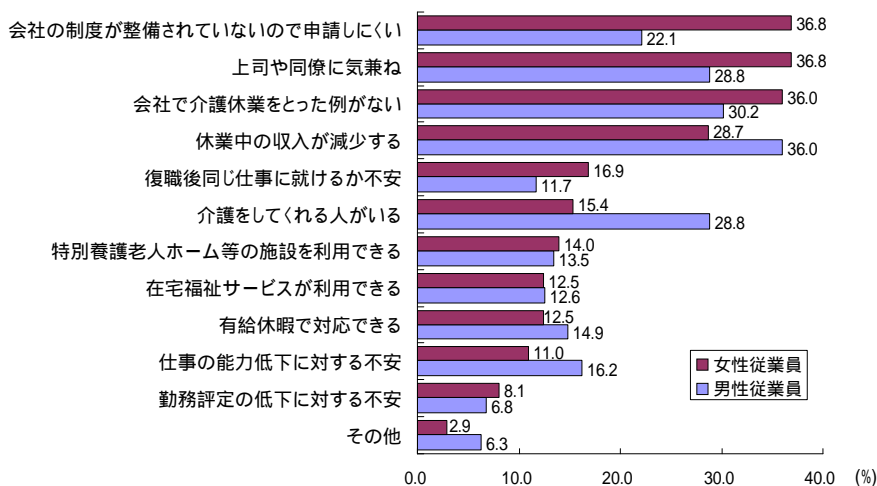
## 介護休業制度

### 【利用希望】



### 【利用しない理由】

(「利用しない」と回答した従業員)複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社に勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」



## 男性の育児休業

男性が育児休業制度を利用することに肯定的な意見は全体の約7割

男性の育児休業制度利用に対して、「当然取得してもよい」(女性従業員 37.2%, 男性従業員 32.3%), 「できれば取得した方がよい」(女性従業員 36.2%, 男性従業員 38.0%) と肯定的な考え方が約7割を占めています。

## 2 子の看護休暇制度

子の看護休暇制度は38.0%の事業所で整備

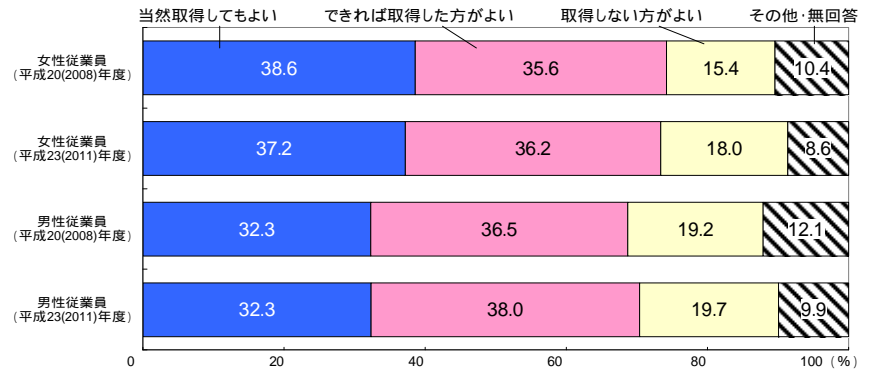
子の看護休暇制度の規定が整備されている事業所の割合は38.0%と、平成20(2008)年度調査より1.4ポイント上昇しています。

また、従業員規模の大きい事業所ほど、整備率が高くなっています。

### 【子の看護休暇】

小学校就学前の子を養育する男女労働者が対象で、1年に5日まで病気やけがをした子の看護のために取得できます。

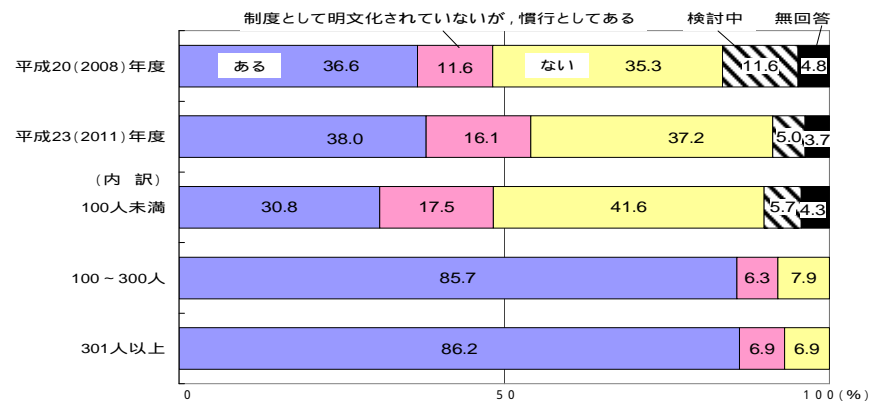
## 男性の育児休業制度利用に対する考え



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人

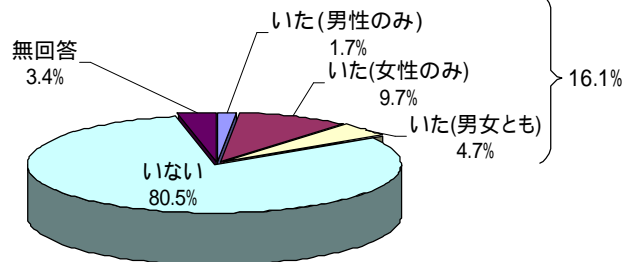
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成23(2011)年度)  
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成20(2008)年度)

## 子の看護休暇制度の規定の有無 (事業主調査)



## 子の看護休暇制度の利用状況 (平成23(2011)年度) (事業主調査)

(平成22(2010)年4月1日から平成23(2011)年3月31日までの状況)



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人  
子の看護休暇制度の利用状況：平成23(2011)年6月1日において勤務している従業員で、子の看護休暇を取得した者がいた事業所の割合  
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

### 【参考】

#### 子の看護休暇制度の規定状況 (全国)

平成17(2005)年度 規定あり 33.8%  
平成20(2008)年度 規定あり 46.2%

#### 子の看護休暇制度の利用状況 (全国)

平成17(2005)年度 8.2%  
平成20(2008)年度 12.7%

(注) 調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうち、約10,000事業所  
子の看護休暇制度の利用状況：調査年度の10月1日現在で、就学前までの子を持つ労働者がいる事業所のうち、調査年度の前年度(4月1日から翌3月1日まで)(平成17年度調査は、調査年度の4月1日から9月30日まで)に子の看護休暇を取得した者がいた事業所の割合  
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成20(2008)年度)  
「女性雇用管理基本調査」(平成17(2005)年度)

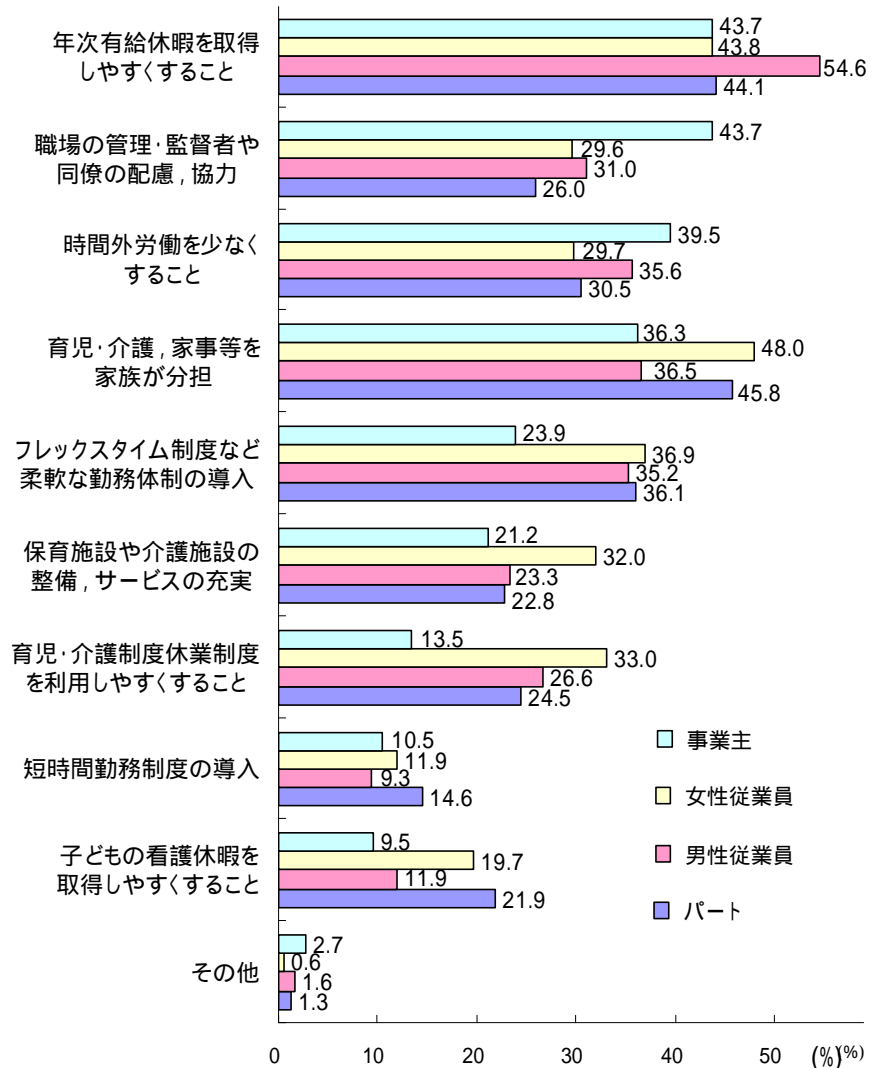
### 3 仕事と家庭の両立

**事業主・従業員ともに重要と考えているのは、年次有給休暇の取得しやすさ**

仕事と家庭の両立のために重要なこととして、事業主、男女従業員、パートともに、「年次有給休暇を取得しやすくなること」を上位にあげています。

なお、女性従業員は「育児・介護、家事等を家族が分担」が最も多い回答（48.0%）となっています。

### 仕事と家庭の両立のために重要なこと 複数回答



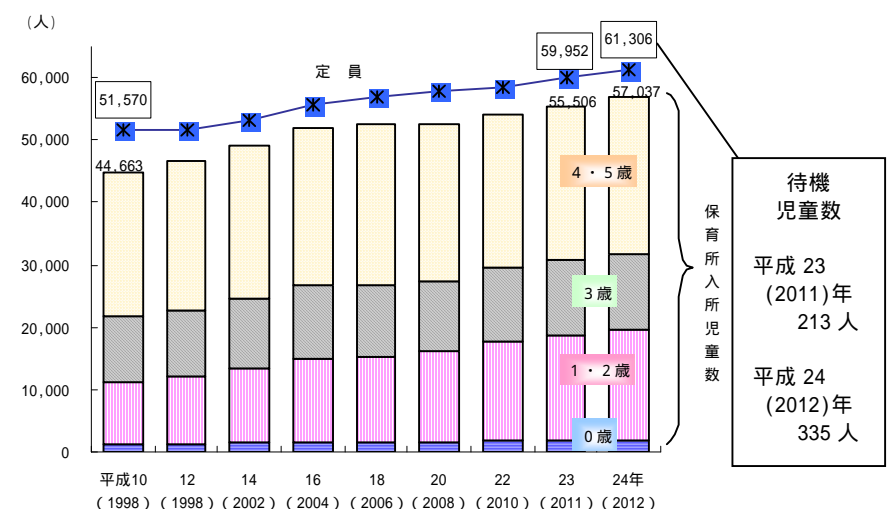
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人  
資料：広島県「広島県雇用環境実態調査」(平成 23 (2011) 年度)

### 4 保育所入所児童数

**入所児童数は増加傾向**

平成 24 (2012) 年 4 月 1 日現在の県内の保育所入所児童数は 57,037 人、待機児童数は 335 人と増加しています。

### 保育所入所児童数(年齢別)の推移



(注) 各年 4 月 1 日現在  
資料：広島県健康福祉局調べ

## 社会参画

### 1 県・市町の議員

女性議員の割合は前年と比べやや減少

平成 23(2011)年 12 月 31 日現在の女性議員の割合は、県議会では 4.5% (3 人)、市町議会では 8.2% (44 人)となっています。

### 2 県・市町の審議会等委員

審議会等における女性委員の割合は県でやや減少、市町で増加

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県は審議会等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置している附属機関）委員へ積極的に女性を登用することとしています。

この結果、県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、「広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）」に掲げている平成 27(2015)年度の目標値 30.0% に対して、平成 24(2012)年 6 月 1 日現在で 28.4% となっています。

また、市町の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、平成 24(2012)年 4 月 1 日現在で 25.0% となっています。（市町の審議会等委員の状況については 70 ページ参照）

### 県・市町の議員の状況

[平成 23(2011)年 12 月 31 日現在]

区 分	議員総数 (人)	女性議員	
		人数(人)	割合(%)
県議会	66 (65)	3 (3)	4.5(4.6)
市町議会	539 (547)	44(48)	8.2(8.8)
市	398 (406)	34(38)	8.5(9.4)
町	141 (141)	10(10)	7.1(7.1)

(注) 括弧内は前年同期  
資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

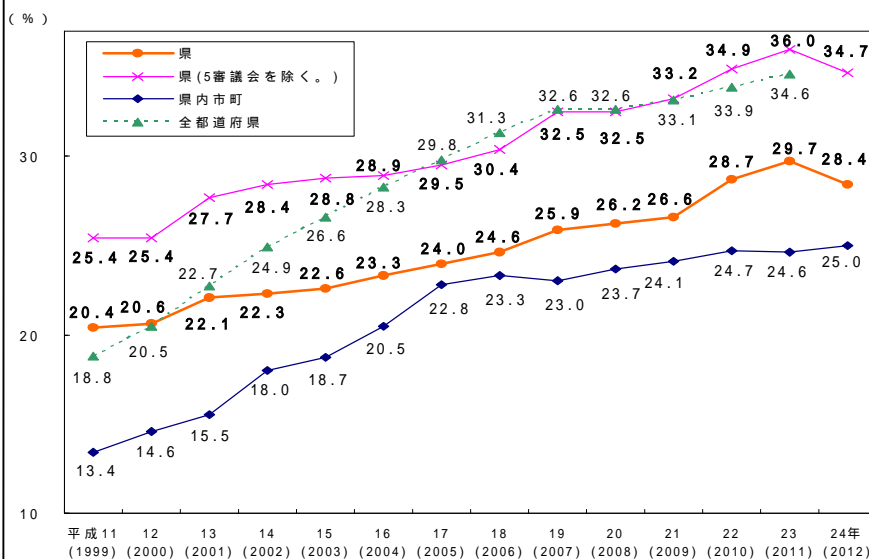
### 県の行政委員会・審議会等委員の状況

[平成 24(2012)年 6 月 1 日現在]

区 分	行政委員会・審議会等数			委員数		
	総数	女性が参画している 委員会・審議会		総数 (人)	女性委員	
		会数	割合 (%)		人数 (人)	割合 (%)
行政委員会 (地方自治法 第 180 条の 5 関係)	9 (9)	7 (7)	77.8 (77.8)	69 (70)	11 (12)	15.9 (17.1)
審議会等	54 (56)	51 (53)	94.4 (94.6)	1,147 (1,164)	326 (346)	28.4 (29.7)
5 審議会を 除く。	49 (51)	49 (51)	100.0 (100.0)	920 (942)	319 (339)	34.7 (36.0)

(注) 括弧内は前年同期  
5 審議会：法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会  
広島県交通安全対策会議、広島県石油コンビナート等防災本部、  
広島県防災会議、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会  
資料：広島県人事課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

### 審議会等における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)



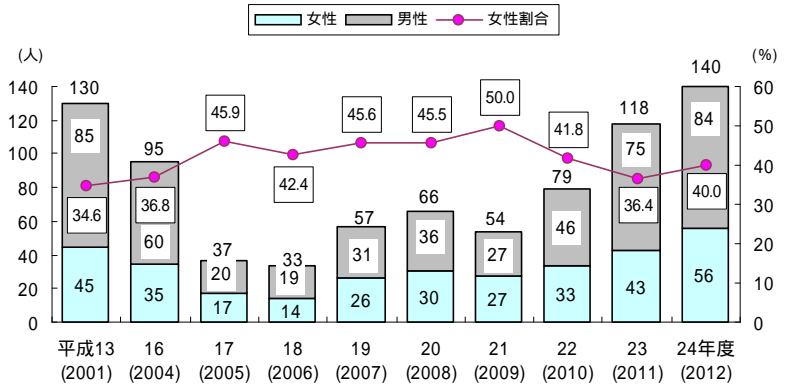
(注) 県は 6 月 1 日現在  
市町は 4 月 1 日現在 (ただし、平成 14(2002)年・平成 15(2003)年は 3 月 31 日現在)  
平成 24(2012)年の全都道府県の数値は、内閣府が平成 24(2012)年度内に公表見込  
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、  
広島県人事課、広島県人権男女共同参画課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べ

### 3 県職員の採用

県職員の採用者に占める  
女性割合は40.0%

平成24(2012)年度の県職員の採用者数は140人で、女性56人(40.0%)、男性84人(60.0%)となっています。

### 県職員の採用状況



(注) 各年4月1日現在

採用者数：大学卒業程度試験，短期大学卒業程度試験，高校卒業程度試験及び身体に障害がある人を対象とした試験による採用者の合計

資料：広島県人事委員会調べ

### 4 県・市町の職員及び管理職

県，市町とも女性管理職の  
割合は増加傾向

平成24(2012)年4月1日現在の県職員は6,248人で、女性職員1,983人(31.7%)、男性職員4,265人(68.3%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)にある女性職員は19人で、全管理職357人に占める割合は5.3%となっています。

また、県内の市町職員は28,140人で、女性職員11,431人(40.6%)、男性職員16,709人(59.4%)となっています。

このうち管理職(課長相当職以上)にある女性職員は313人で、全管理職2,544人に占める割合は12.3%となっています。

### 職員及び管理職の状況(全国・県・市町)

[平成24(2012)年4月1日現在]

区分		総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)
県	職員数	6,248	1,983	4,265	31.7
	管理職	357	19	338	5.3
市町	職員数	28,140	11,431	16,709	40.6
	管理職	2,544	313	2,231	12.3

(注) 職員数には、教員は含まない。

県の職員数は、知事部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会，企業局及び病院事業局の一般職職員数。なお、平成19(2007)年からは、県立大学教員は含まない。

県の管理職数は、平成23(2011)年からは、課長級以上により集計。

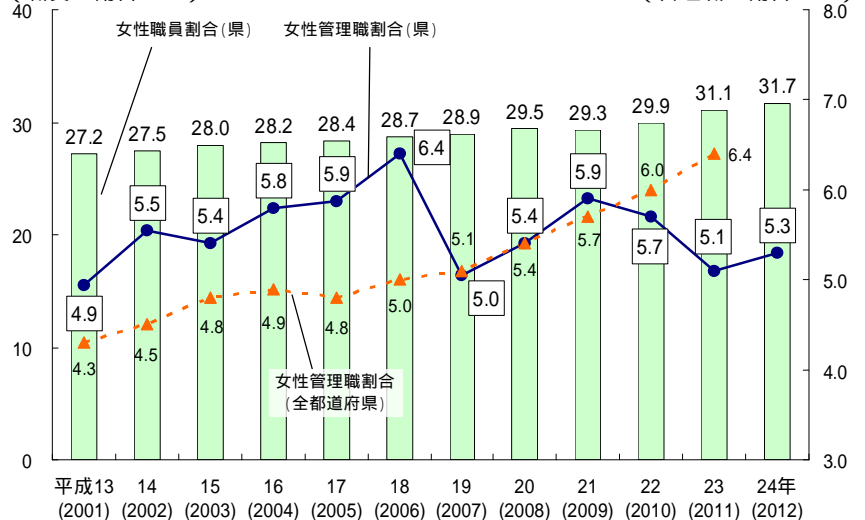
市町の職員数は、市町長部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

### [ 県 ]

(職員の割合：%)

(管理職の割合：%)



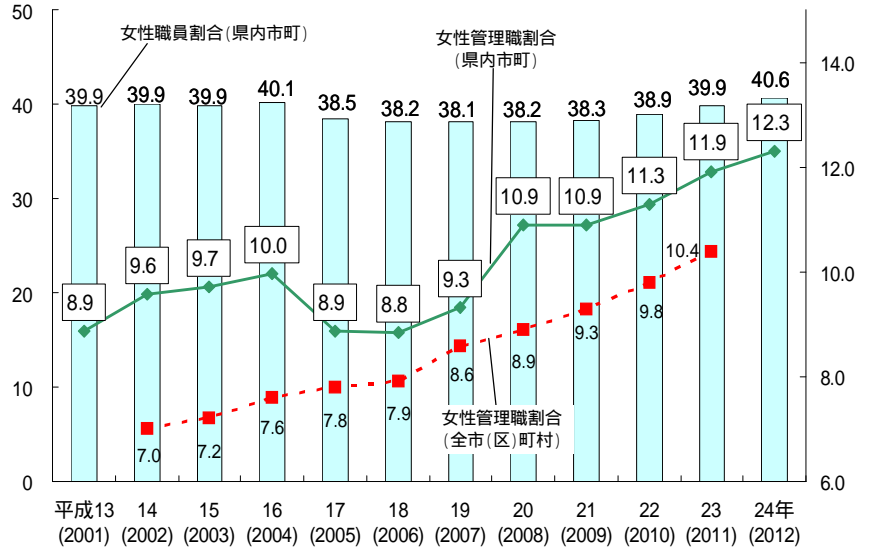
(注) 平成24(2012)年4月1日現在の全都道府県の女性管理職割合は、内閣府が平成24(2012)年度内に公表見込

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，広島県人事課，広島県人権男女共同参画課，広島県教育委員会調べ

〔市町〕

(職員の割合：%)

(管理職の割合：%)



(注)平成24(2012)年4月1日現在の全市(区)町村の女性管理職割合は、内閣府が平成24(2012)年度内に公表見込  
全市(区)町村の女性管理職割合は、平成14(2002)年から集計

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県人事課、広島県人権男女共同参画課、広島県教育委員会調べ

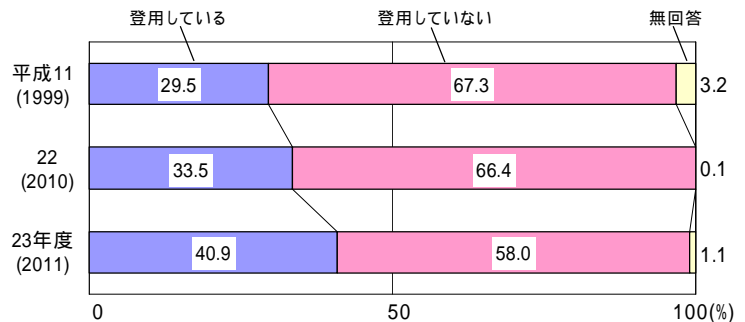
5 県内事業所の管理職

女性管理職を登用している事業所の割合は40.9%、管理職に占める女性の割合は22.1%

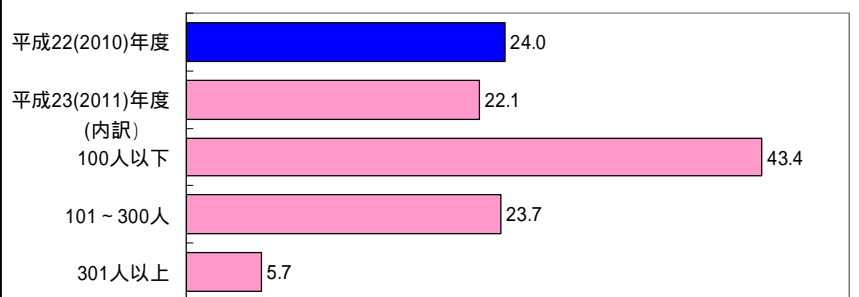
女性を管理職(課長相当職以上)に登用している事業所の割合は40.9%で、平成22(2010)年度の33.5%に比べ7.4ポイント上昇しています。一方、登用していない事業所の割合は58.0%で、前年度の66.4%に比べ8.4ポイント低下しています。

また、管理職に占める女性の割合は22.1%となっており、事業所の規模が小さくなるほど、割合が高くなっています。

女性管理職の登用状況 (事業主調査)



★ 管理職に占める女性の割合 (事業主調査)



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社(平成11(1999)年度は2,000社)  
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(平成22(2010), 23(2011)年度)  
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成11(1999)年度)

【参考】女性管理職を有する企業割合(全国)〔常用労働者30人以上の企業〕

平成21(2009)年度 部長相当職 10.5% 課長相当職 22.0%  
平成18(2006)年度 部長相当職 8.8% 課長相当職 21.1%

(注)調査対象は、本社において常用労働者10人以上を雇用している民間企業のうち5,932企業(平成21年度、18年度は同じく30人以上を雇用している約7,000企業)  
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成21(2009)年度)  
「女性雇用管理基本調査」(平成18(2006)年度)

女性を管理職に「登用していない」事業主があげる主な理由は、「十分な経験・能力を有する女性がない」(35.6%)が最も多く、次いで「適当な職種、業務がない」(34.6%)となっています。

女性の職業能力開発や職域拡大等による人材育成が課題となっています。

## 6 農林水産業における方針決定の場への女性の参画

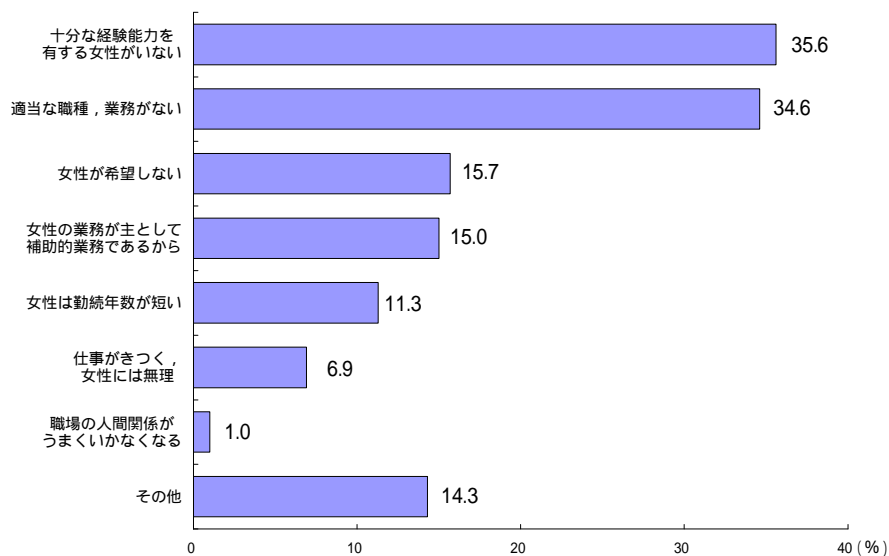
**農林水産業における方針決定の場への女性参画状況は10%未満**

農林水産業に従事する女性の方針決定の場への参画状況は、農協役員が4.6%、農業委員が9.6%、漁協役員が0.4%などとなっています。

農業委員の女性割合は、前年同期の6.3%に比べて3.1ポイント増加しています。

## 女性を管理職に登用しない理由 (平成23(2011)年度) (事業主調査)

(「登用していない」と回答した事業主) 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社  
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」

## 農林水産業における方針決定の場への女性参画状況

[平成24(2012)年4月1日現在]

区分	総数 (人)	女性	
		人数 (人)	割合 (%)
農協役員	392 (396)	18 (17)	4.6 (4.3)
農業委員	553 (585)	53 (37)	9.6 (6.3)
指導農業士	54 (55)	2 (2)	3.7 (3.6)
農業士	331 (331)	20 (20)	6.0 (6.0)
漁協役員	791 (812)	3 (3)	0.4 (0.4)

(注) 括弧内は前年同期  
資料：広島県農林水産局調べ



意識

1 男女の地位

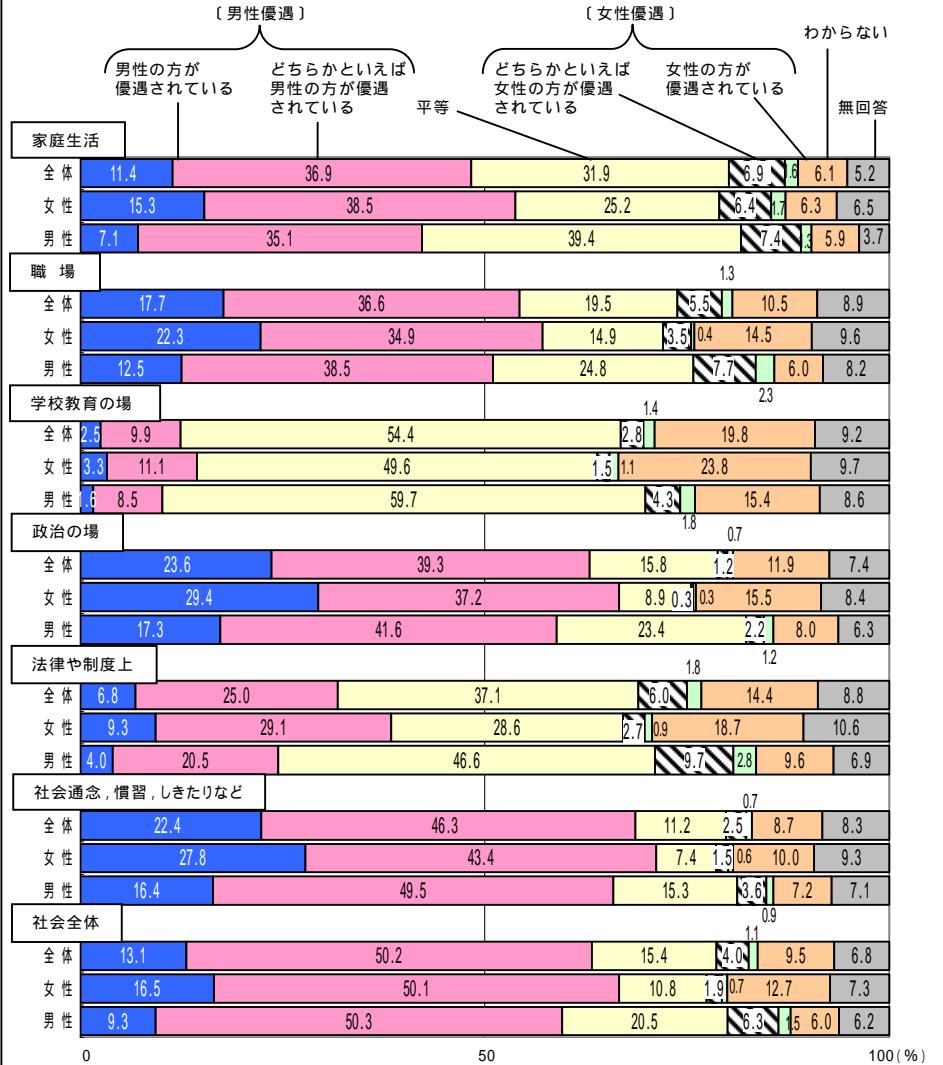
「社会全体」の男女の地位について〔平等〕と回答した人の割合は、女性が10.8%、男性が20.5%で、前回調査より増加

男女の地位の平等感について、〔平等〕と回答した人の割合は「学校教育の場」で54.4%と最も高く、次いで「法律や制度上」(37.1%)、「家庭生活」(31.9%)となっています。

また、〔男性優遇〕(「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)と回答した人の割合は、「社会通念、慣習、しきたりなど」が68.7%で最も高く、「社会全体」(63.3%)、「政治の場」(62.9%)と続いており、すべての分野で〔女性優遇〕(「どちらかといえば女性の方が優遇されている」+「女性の方が優遇されている」)を上回っています。

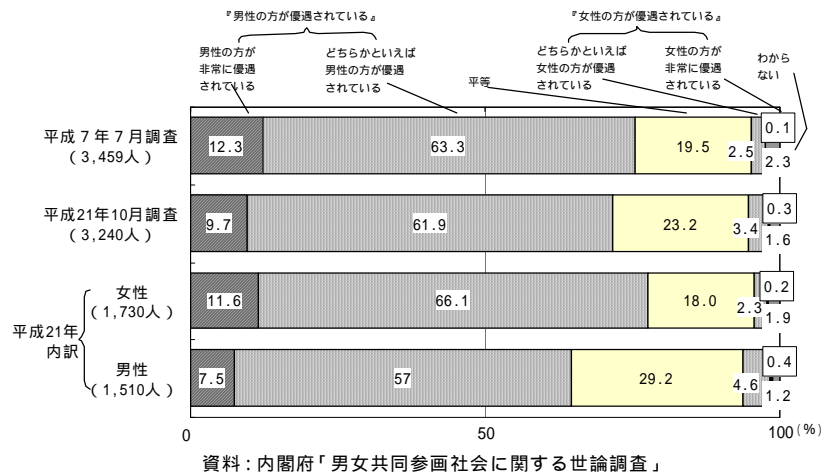
「社会全体」について〔平等〕と回答した人の割合は、女性が10.8%、男性が20.5%で、前回調査(H20(2008))の女性7.3%、男性19.1%から増加していますが、全国と比べると下回っています。

男女の地位の平等感



(注) 調査対象は、県内在住の20歳以上の県民2,000人  
資料：広島県「広島県政世論調査」(平成23(2011)年度)

【参考】社会全体における男女の地位の平等感(全国)





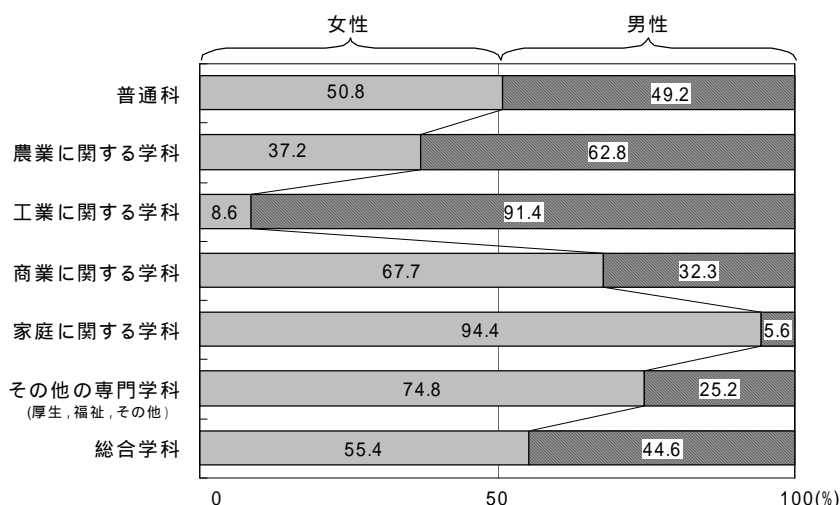
# 教 育

## 1 高等学校の生徒

女性は「家庭に関する学科」で、男性は「工業に関する学科」で、割合が最大

学科別に見ると、「家庭に関する学科」で、生徒数に占める女性の割合が 94.4% と最も高く、男性の割合が最も高いのは、「工業に関する学科」の 91.4% となっています。

### 高等学校学科別男女の割合



(注) 国立・公立・私立のすべてを含む。

資料：広島県教育委員会「公立学校基本数」(平成 23 (2011) 年度)

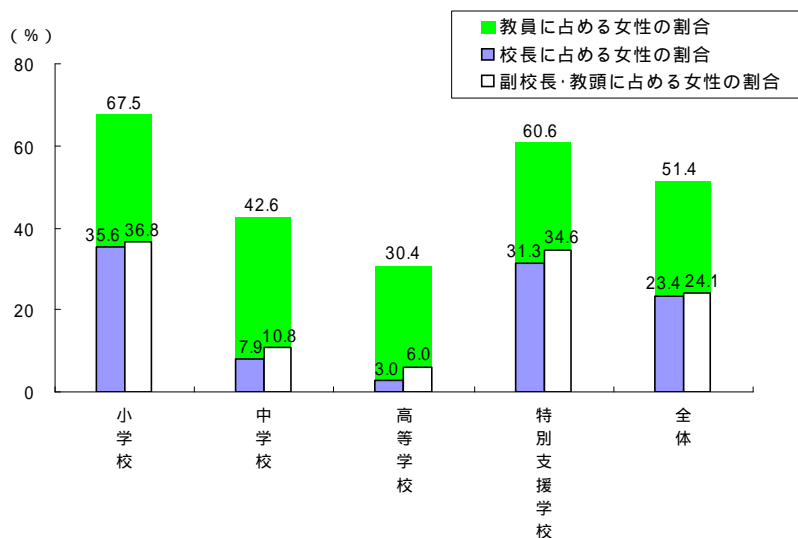
## 2 教員の状況

教員数の男女比率はほぼ同率  
女性管理職の割合は校長 23.4% ,  
副校長・教頭 24.1%

平成 23 (2011) 年度の県内の小・中・高等学校、特別支援学校の教員数は、21,757 人で、女性 11,178 人 (51.4%)、男性 10,579 人 (48.6%) と、男女比率はほぼ同率となっています。

このうち、女性管理職の状況を見ると、校長は 23.4%、副校長・教頭は 24.1% となっています。

### 教員、校長、副校長・教頭に占める女性の割合



(単位：人)

区 分	教 員 数			校 長			副校長・教頭		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
小学校	9,456	6,380	3,076	523	186	337	536	197	339
中学校	5,527	2,356	3,171	242	19	223	279	30	249
高等学校	5,505	1,673	3,832	135	4	131	183	11	172
特別支援学校	1,269	769	500	16	5	11	26	9	17
県全体	21,757	11,178	10,579	916	214	702	1,024	247	777
割合 (%)		51.4	48.6		23.4	76.6		24.1	75.9
【参考】全国	988,931	486,835	502,096	36,491	4,850	31,641	42,060	6,523	35,537
割合 (%)		49.2	50.8		13.3	86.7		15.5	84.5

(注) 国立・公立・私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の計

資料：文部科学省「学校基本調査報告書」(平成 23 (2011) 年度)

# 家庭

## 1 1日の生活時間

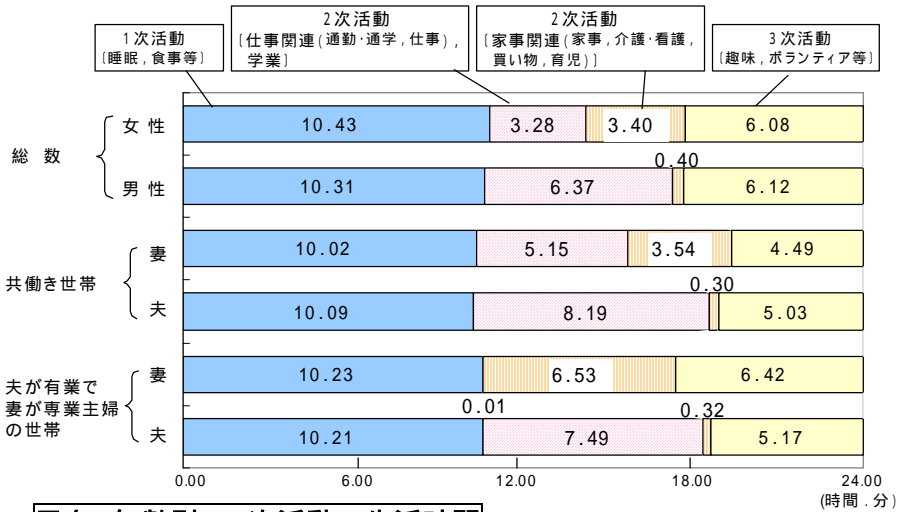
2次活動の時間の使い方では、**男性の家事関連の時間は30分程度**

県内の男女の1日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが現れています。

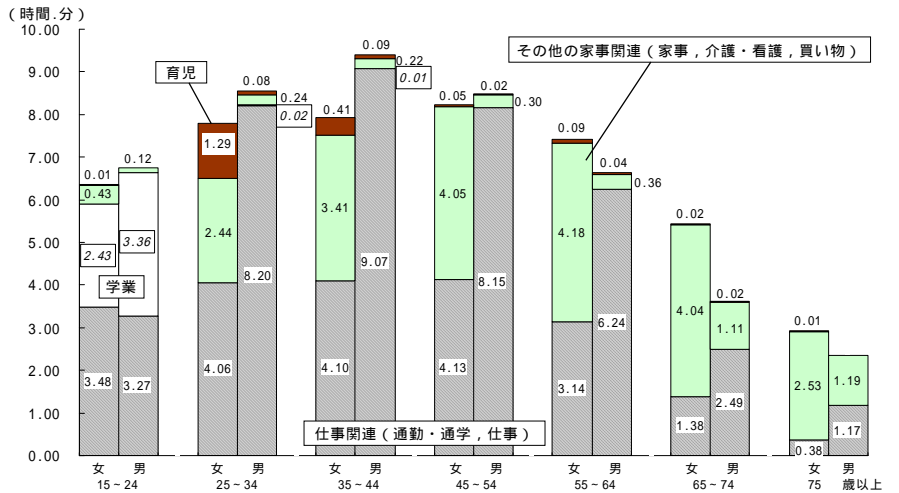
年齢別に見ると、特に25～64歳の各年齢では、男性の家事関連の時間は女性に比べて短く、仕事関連の時間が長くなっています。

- 1次活動：睡眠，食事など生理的に必要な活動
- 2次活動：仕事，家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
- 3次活動：1次，2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

1日の行動の種類別総平均時間数



男女、年齢別の2次活動の生活時間



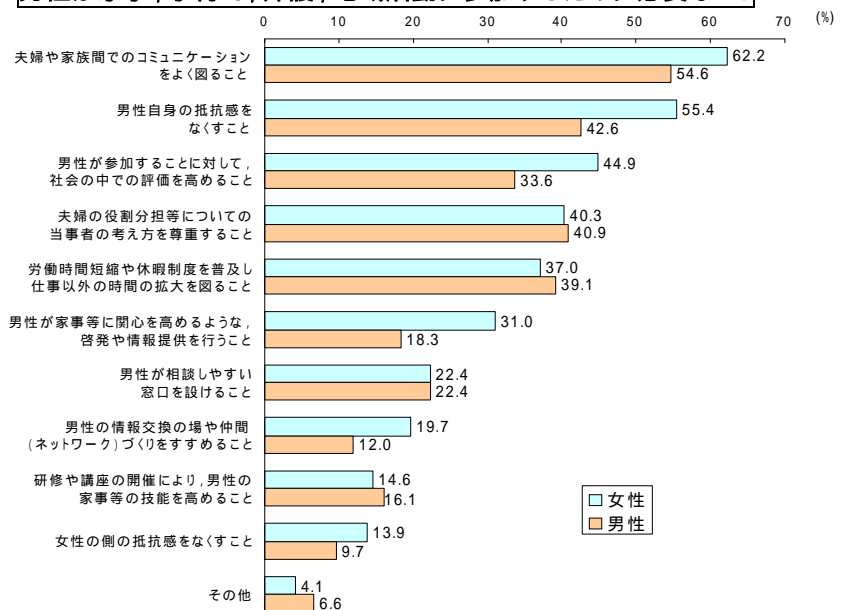
(注) 調査対象は、平成12年国勢調査調査区のうち、県内120調査区の中から無作為に抽出した約1,400世帯に居住する15歳以上の世帯員  
資料：総務省「社会生活基本調査」(平成18(2006)年)

## 2 男性の家事等への参加

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が**最多**

男性が家事，子育て，介護，地域活動に参加するために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が男女共に最も高く、次いで、「男性自身の抵抗感をなくすこと」となっています。

男性が家事，子育て，介護，地域活動に参加するために必要なこと 複数回答



(注) 調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人  
資料：広島県「広島県政世論調査」(平成17(2005)年度)

1 母子保健

周産期，乳児及び新生児の死亡率は近年は横ばい傾向

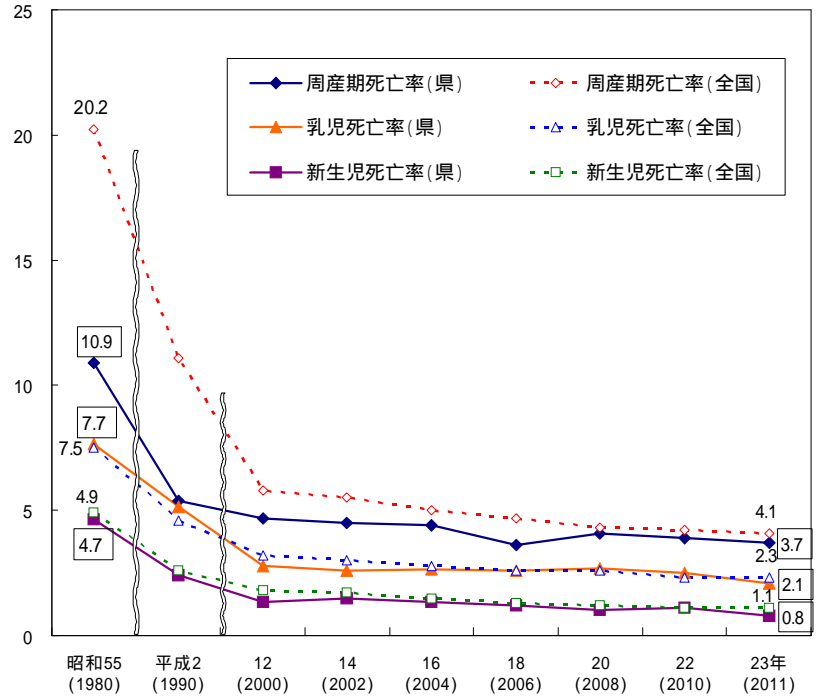
女性は，妊娠や出産の可能性があることから，ライフサイクルを通じて，男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。

周産期，乳児及び新生児の死亡率の動向を見ると，いずれの指標も年々減少し，近年では横ばい傾向にあります。

母子保健関係指標の推移

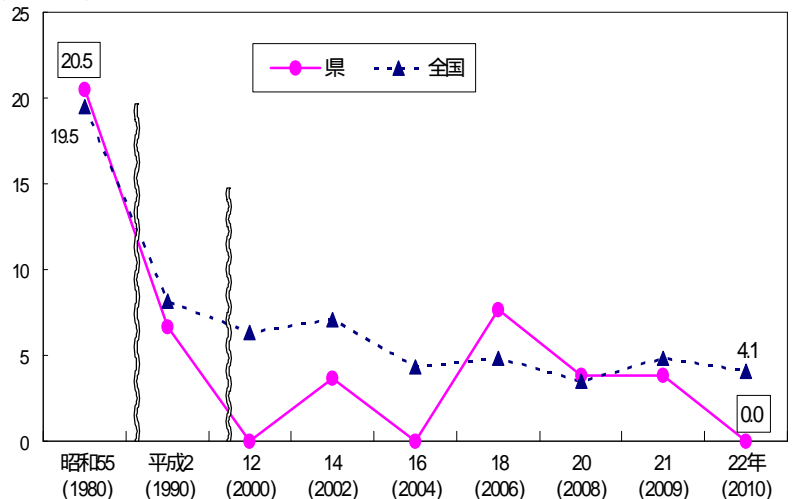
【周産期死亡率，乳児死亡率，新生児死亡率の推移(全国・県)】

(出産千対，出生千対)



【妊産婦死亡率の推移(全国・県)】

(出産10万対)



(注)

周産期死亡率 = 年間の周産期死亡数 ( ) ÷ 年間の出産 (出生 + 妊娠満22週以後の死産) 数 × 1,000  
 妊娠満22週 (154日) 以後の死産に早期新生児 (生後1週未満) 死亡を加えたもの。

乳児死亡率 = {年間の乳児 (生後1年未満) 死亡数 ÷ 年間の出生数} × 1,000

新生児死亡率 = {年間の新生児 (生後4週 (28日) 未満) 死亡数 ÷ 年間の出生数} × 1,000

妊産婦死亡率 = {年間の妊産婦死亡数 ( ) ÷ 年間の出産 (出生 + 死産) 数 (又は年間の出生数)} × 100,000

妊娠中又は妊娠終了後満42日未満で妊娠等が原因の死亡

資料：厚生労働省「人口動態統計」

(平成23 (2011) 年の数値については「人口動態統計月報年計 (概数)」)

# 女性に対する暴力，セクシュアル・ハラスメント

## 1 相談件数等

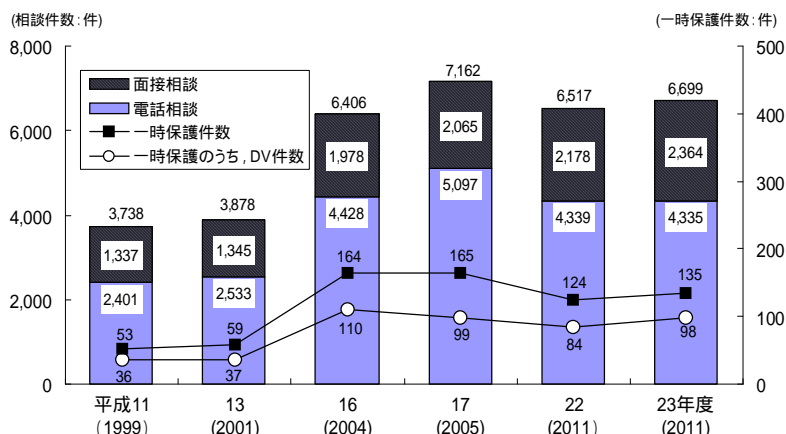
こども家庭センター等における相談件数等は横ばい

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における平成 23 (2011) 年度の相談件数は 6,699 件で，前年度より 182 件 (2.8%) 増加しています。相談件数のうち暴力逃避 (配偶者等，子，親，その他の親族及びその他の者による身体的，精神的又は性的暴力被害) に関する相談は 3,313 件で，49.5% を占めています。

また，一時保護は 135 件で，前年度より 11 件 (8.9%) 増加しており，そのうち DV (ドメスティック・バイオレンス。43 ページ参照) に関するものは 98 件で 72.6% を占めています。

平成 23 (2011) 年度に広島県女性総合センター「エソール広島」に寄せられた相談は，電話相談が 2,145 件，面接相談が 114 件となっています。

## こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



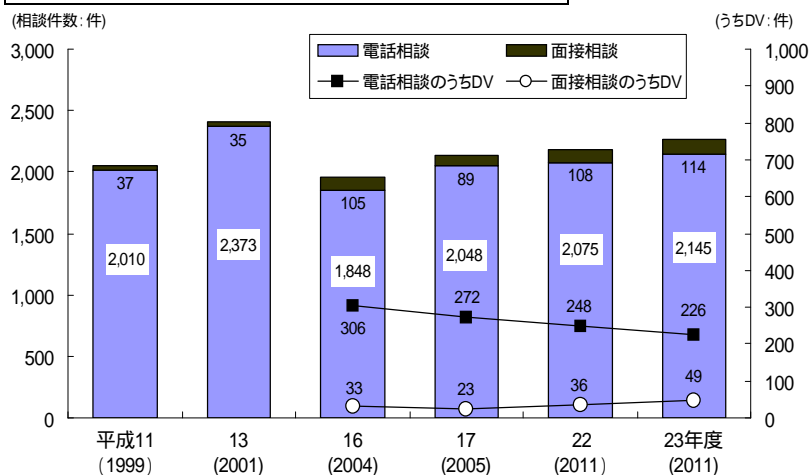
こども家庭センター等における相談件数等の状況 (平成 23 (2011) 年度)

区分	件数 (件)	割合 (%)
面接相談	2,364 (2,178)	-
うち暴力逃避	1,156 (959)	48.9 (44.0)
電話相談	4,335 (4,339)	-
うち暴力逃避	2,157 (2,072)	49.8 (47.8)
相談合計	6,699 (6,517)	-
うち暴力逃避	3,313 (3,031)	49.5 (46.5)

区分	件数 (件)	割合 (%)
一時保護	135 (124)	-
うちDV	98 (84)	72.6 (67.7)

(注) 女性に関する相談: 売春防止法による女性相談及び DV 防止法による配偶者等の暴力相談。男性からの DV 相談を含む。  
括弧内は前年同期  
資料: 広島県健康福祉局調べ

## 「エソール広島」相談事業における件数の推移



「エソール広島」相談事業における件数の状況 (平成 23 (2011) 年度)

区分	件数 (件)	割合 (%)
電話相談	2,145 (2,075)	-
うちDV	226 (248)	10.5 (12.0)
面接相談	114 (108)	-
うちDV	49 (36)	43.0 (33.3)
相談合計	2,259 (2,183)	-
うちDV	275 (284)	12.2 (13.0)

(注) 括弧内は前年同期  
資料: (財) 広島県女性会議調べ

## 2 性犯罪

電話相談件数は 23 件

平成 23 (2011) 年の「性犯罪相談 110 番」の電話相談件数は 23 件となっており、前年と比較して、減少しています。

## 3 セクシュアル・ハラスメント

有無と内容

パートを含む女性の 8.7%、男性の 0.7% が「セクハラを受けた」と回答

パートを含む女性従業員の 15.1%、男性従業員の 10.8% が、セクシュアル・ハラスメント(44 ページ参照)が「あった」、「あったと思う」と回答しています。

また、パートを含む女性従業員の 8.7%、男性従業員の 0.7% が「セクハラを受けた」と回答しており、内容では、女性従業員からは「不必要に身体を触られた」(53.2%)との回答が、男性従業員からは「容姿や体型について性的に話題とされた」(80.0%)との回答が最も多くなっています。

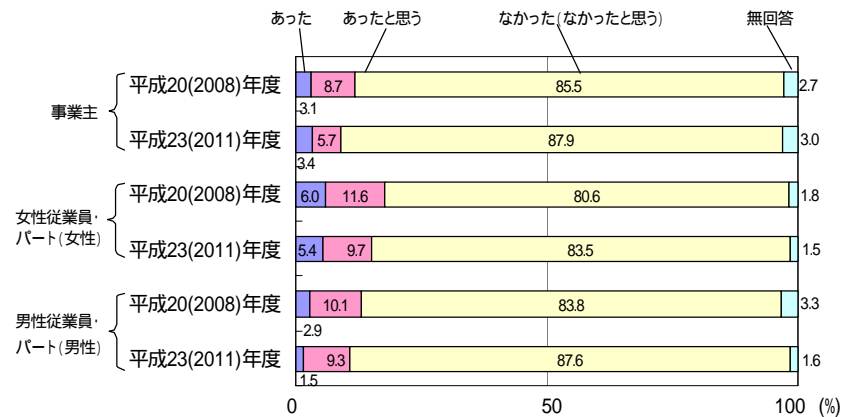
### 「性犯罪相談 110 番」の受理件数

[平成 23(2011)年 1 月～12 月計]

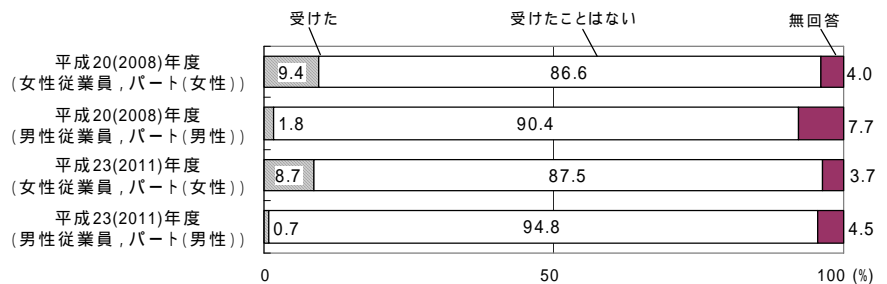
内 容	件 数 (件)	割 合 (%)	
性犯罪の被害申告に関するもの	7 ( 7)	30.4 (21.2)	
過去の性犯罪被害の悩みにに関するもの	2 ( 9)	8.7 (27.3)	
性的ないやがらせに関するもの	1 ( 0)	4.3 ( 0.0)	
精神的な悩みにに関するもの	0 ( 0)	0.0 ( 0.0)	
男女の性に関するもの	4 ( 3)	17.4 ( 9.1)	
事件容疑情報	0 ( 8)	0.0 (24.2)	
つきまとい行為に関するもの	1 ( 0)	4.3 ( 0.0)	
男女間暴力	0 ( 1)	0.0 ( 3.0)	
上記以外の相談	8 ( 5)	34.8 (15.2)	
合 計	23 (33)		
	女性	20 (25)	87.0 (75.8)
	男性	3 ( 7)	13.0 (21.2)
	不明	0 ( 1)	0.0 ( 3.0)

(注) 括弧内は前年同期 資料：広島県警察本部調べ

### 職場におけるセクハラの有無の認識

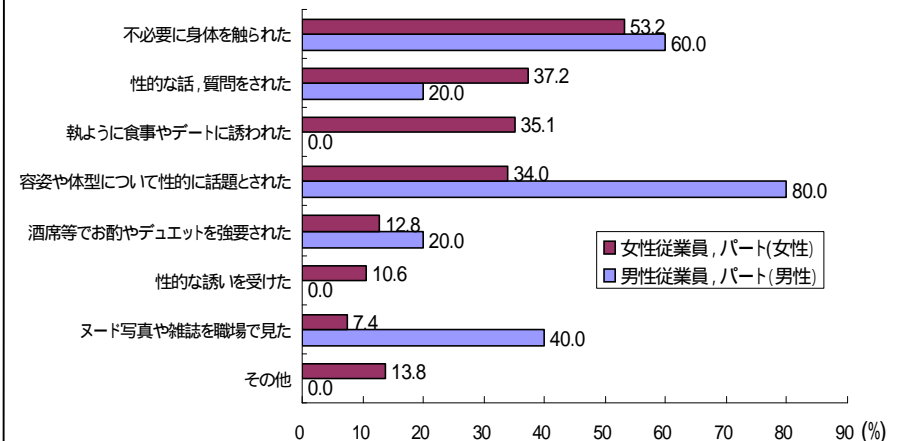


### 本人のセクハラ被害の有無



### セクハラの内容(平成 23(2011)年度)

(「セクハラを受けた」と回答した従業員) 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人

資料：広島県「広島県雇用環境実態調査」(平成 23(2011)年度)

広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 20(2008)年度)

## 原因

事業主・従業員ともに、依然として男女や個人に意識の差があることが原因と回答

セクシュアル・ハラスメントが生じる主な原因は、事業主・従業員ともに、「依然として男女や個人に意識の差がある」（事業主 54.6%、女性従業員 58.0%、男性従業員 56.6%、パート 50.1%）との回答が最も多くなっています。

## 防止対策

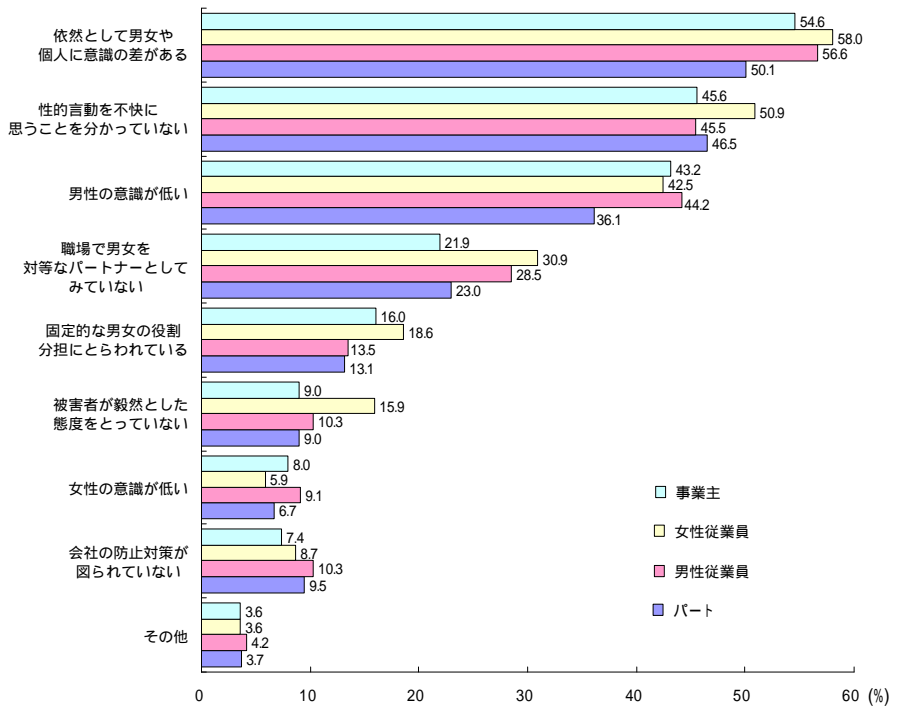
防止対策を講じている事業主の割合は37.0%

事業主は男女雇用機会均等法（5 ページ参照）により、セクシュアル・ハラスメント防止対策を講じるよう定められており、事業主の37.0%が防止対策を講じています。

内容では、「就業規則等への禁止の明文化」が66.5%と最も多く、次いで「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」が54.2%となっています。

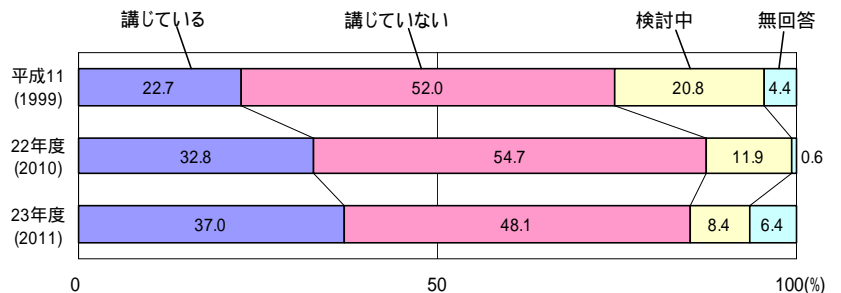
## セクハラの原因（平成23（2011）年度）

（「セクハラがあった」と回答した事業主，従業員）複数回答



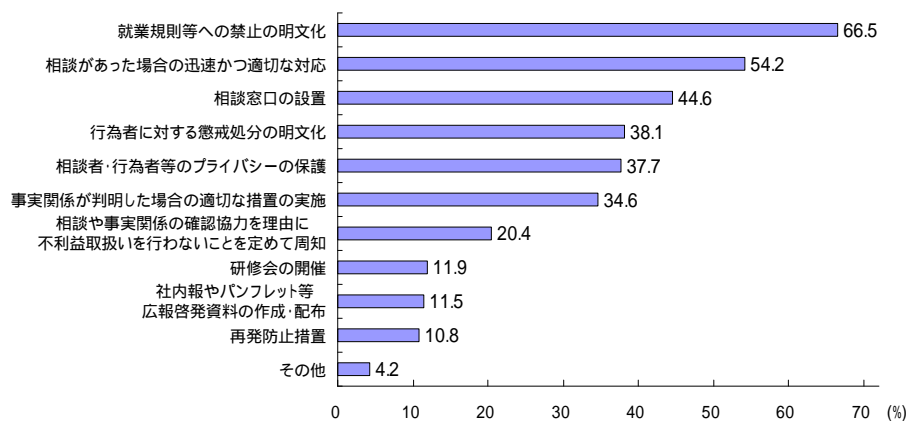
## セクハラ防止対策の有無

〔事業主調査〕



## セクハラ防止対策の内容（平成23（2011）年度）

〔事業主調査〕（「セクハラ防止対策を講じている」と回答した事業主）複数回答



（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社（平成 11（1999）年度は 2,000 社）及びそこに勤務する女性従業員，男性従業員，パート各 2,500 人（平成 11（1999）年度は 2,000 人）

資料：広島県「広島県職場環境実態調査」（平成 22（2010），23（2011）年度）  
広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」（平成 11（1999）年度）

## 2 県の男女共同参画に関する指標

項目	数 値		全国 順位 (注)	調査時点	出 典
	本 県	全 国			
総人口		2,852,728 人	126,923,410 人	12	平成 23 (2011)年 3月 31日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
	女 性	1,471,992 人	64,929,236 人	12	
	男 性	1,380,736 人	61,994,174 人	12	
65歳以上人口		675,567 人	29,009,716 人	11	平成 23 (2011)年 3月 31日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
	女 性	392,795 人	16,662,077 人	11	
	男 性	282,772 人	12,347,639 人	12	
15歳未満人口		392,964 人	16,943,391 人	12	平成 23 (2011)年 3月 31日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
	女 性	191,332 人	8,258,628 人	12	
	男 性	201,632 人	8,684,763 人	12	
世帯数	1,232,636 世帯	53,783,435 世帯		11	平成 23 (2011)年 3月 31日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
1世帯当たり人員	2.31 人	2.36 人		36	平成 23 (2011)年 3月 31日  総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
3世代同居率	5.5%	7.1%		40	平成 22 (2010)年 10月 1日  総務省 「国勢調査」
平均寿命					平成 17 (2005)年  厚生労働省 「都道府県別生命 表」
	女 性	86.27 歳	85.75 歳	8	
	男 性	79.06 歳	78.79 歳	13	
平均初婚年齢					平成 23 (2011)年  厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)
	女 性	28.6 歳	29.0 歳	17	
	男 性	30.1 歳	30.7 歳	31	
婚姻率(人口千対)	5.3 人	5.2 人		8	
離婚率(人口千対)	1.82 人	1.87 人		18	



項目	数 値		全国 順位 (注)	調査時点	出 典	
	本 県	全 国				
出生率(人口千対)	9.0人	8.3人	5	平成 23 (2011)年	厚生労働省 「人口動態統計月報年計」 (概数)	
合計特殊出生率	1.53人	1.39人	12			
死亡率(人口千対)	10.1人	9.9人	34			
就業率	55.0%	54.1%	20	平成 22 (2010)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
	女 性	45.5%	44.7%			22
	男 性	65.5%	64.1%			18
共働き率	44.6%	43.5%	31	平成 22 (2010)年 10月1日	総務省 「国勢調査」	
月間総実労働時間数 (事業所規模5人以上)	150.2時間	146.2時間	22	平成 22 (2010)年	厚生労働省 「毎月勤労統計調査年報」	
	女 性	131.7時間	126.9時間			12
	男 性	164.5時間	161.4時間			22
月間現金給与総額 (事業所規模5人以上)	306.5千円	317.3千円	8			
	女 性	209.8千円	206.1千円			7
	男 性	380.3千円	404.5千円			15
平均勤続年数	12.3年	11.9年	16	平成 23 (2011)年	厚生労働省 「賃金構造基本統計調査結果(都道府県別速報)」	
	女 性	9.0年	9.0年			28
	男 性	13.8年	13.3年			13
高等学校等進学率	97.8%	98.2%	40	平成 23 (2011)年度	文部科学省 「学校基本調査報告書」	
	女 性	97.9%	98.5%			43
	男 性	97.8%	98.0%			31
大学等進学率	61.1%	53.9%	3			
	女 性	62.7%	55.9%			4
	男 性	59.5%	51.9%			3

(注) 全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。

